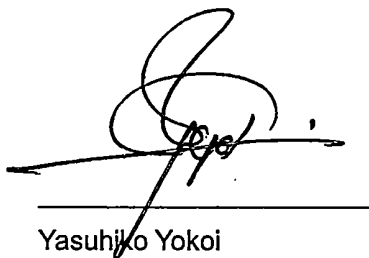


PODER ESPECIAL**ESCANEAR**

Conste por el presente instrumento que el señor Yasuhiko Yokoi, en su calidad de Vicepresidente Ejecutivo y Representante Legal de la compañía Toyota Tsusho Corporation, organizada y existente en Japón, otorga Poder Especial, suficiente cual en derecho de requiere, a favor del señor Hidehisa Inoue, con número de identificación TR 1283615, con domicilio en la ciudad de Quito, República del Ecuador, para que a nombre y representación de la compañía Toyota Tsusho Corporation, de conformidad con las disposiciones legales, realice lo siguiente:

- 1 Remita y suscriba anualmente los documentos y la lista de los accionistas de la compañía Toyota Tsusho Corporation, que a su vez es accionista de las compañías ecuatorianas Toyota del Ecuador S.A., Impritsa S.A. e Importadora Tomebamba S.A. a la Superintendencia de Compañías, y/o ante el Órgano competente facultado para recibir dicha información, de conformidad con lo establecido en el artículo innumerado agregado a continuación del artículo 221 de la Ley de Compañías y con la Resolución No. SC-DSC-G-12-002, publicada en el Registro Oficial No. 676 de fecha 4 de abril de 2012.
2. El presente poder terminará una vez que el apoderado culmine su representación legal con la compañía Toyota Tsusho del Ecuador S.C.C



Yasuhiko Yokoi

Vicepresidente Ejecutivo

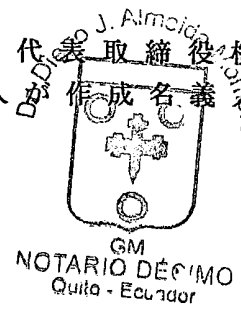
Toyota Tsusho Corporation

Dado en Tokyo Japon, a los 29 días del mes de junio de 2015

認

証

添付書面に、おける作成名義人豊田通商株式会社代表取締役横井靖彦の代理人市川理恵は、当職の面前において本人が作成名義人の署名を自認していると陳述した。以下余白。



よって、これを認証する。

平成27年 6 月 30 日、本公証人役場において

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

東京法務局所属

公証人

Notary

渡邊 徳昭

NORIAKI WATANABE

証

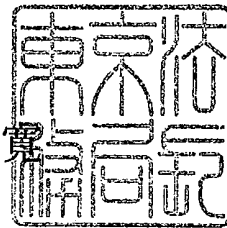
明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成27年 6 月 30 日

東京法務局長

加藤 朋寛



APOSTILLE

(Convention de La Haye du 5 octobre 1961)

1. Country: JAPAN
This public document
2. has been signed by NORIAKI WATANABE
3. acting in the capacity of Notary of the Tokyo Legal Affairs Bureau
4. bears the seal/stamp of NORIAKI WATANABE, Notary
Certified
5. at Tokyo
6. JUN.30.2015
7. by the Ministry of Foreign Affairs
8. 15-N^o 048411
9. Seal/stamp:
10. Signature



A. Ogawa

Ayako OGAWA

For the Minister for Foreign Affairs



Factura: 001-003-000011360

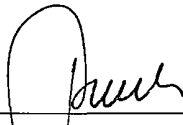


20151701010D16694

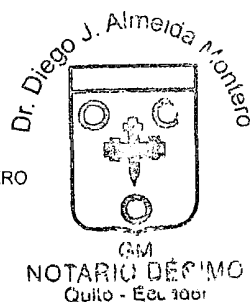
FIEL COPIA DEL ORIGINAL DE DOCUMENTOS (COPIA CERTIFICADA) N° 20151701010D16694

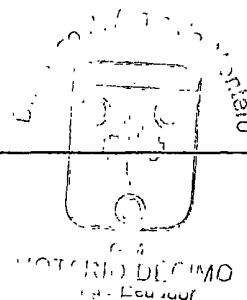
RAZÓN: De conformidad al Art. 18 numeral 5 de la Ley Notarial, doy fe que la(s) fotocopia(s) que antecede(n) es (son) igual(es) al(los) documento(s) original(es) que corresponde(n) a PODER ESPECIAL y que me fue exhibido en 3 foja(s) útil(es). Una vez practicada(s) la certificación(es) se devuelve el(los) documento(s) en 3 foja(s), conservando una copia de ellas en el Libro de Diligencias. La veracidad de su contenido y el uso adecuado del (los) documento(s) certificado(s) es de responsabilidad exclusiva de la(s) persona(s) que lo(s) utiliza(n).

QUITO, a 14 DE JULIO DEL 2015.



NOTARIO(A) DIEGO JAVIER ALMEIDA MONTERO
NOTARÍA DÉCIMA DEL CANTON QUITO

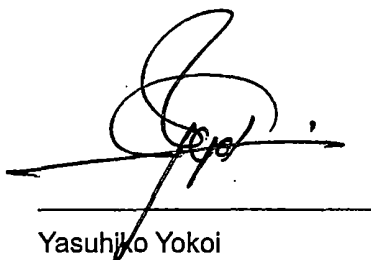




PODER ESPECIAL

Conste por el presente instrumento que el señor Yasuhiko Yokoi, en su calidad de Vicepresidente Ejecutivo y Representante Legal de la compañía Toyota Tsusho Corporation, organizada y existente en Japón, otorga Poder Especial, suficiente cual en derecho de requiere, a favor del señor Hidehisa Inoue, con número de identificación TR 1283615, con domicilio en la ciudad de Quito, República del Ecuador, para que a nombre y representación de la compañía Toyota Tsusho Corporation, de conformidad con las disposiciones legales, realice lo siguiente:

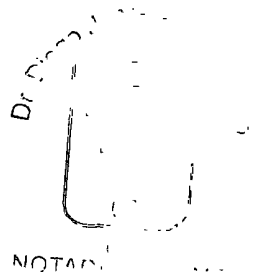
- 1 Remita y suscriba anualmente los documentos y la lista de los accionistas de la compañía Toyota Tsusho Corporation, que a su vez es accionista de las compañías ecuatorianas Toyota del Ecuador S.A., Impritsa S.A. e Importadora Tomebamba S.A. a la Superintendencia de Compañías, y/o ante el Órgano competente facultado para recibir dicha información, de conformidad con lo establecido en el artículo innumerado agregado a continuación del artículo 221 de la Ley de Compañías y con la Resolución No. SC-DSC-G-12-002, publicada en el Registro Oficial No. 676 de fecha 4 de abril de 2012.
2. El presente poder terminará una vez que el apoderado culmine su representación legal con la compañía Toyota Tsusho del Ecuador S.C.C



Yasuhiko Yokoi
Vicepresidente Ejecutivo
Toyota Tsusho Corporation

Dado en Tokyo Japon, a los 29 días del mes de junio de 2015

NOTARIAL CERTIFICATE



This is to certify that Rie Ichikawa an agent of Yasuhiko Yokoi, Executive Vice President, Representative Director of Toyota Tsusho Corporation, has stated in my presence that said Yasuhiko Yokoi has acknowledged to have signed the attached document.

Dated this 30th day of June, 2015.



N. Watanabe

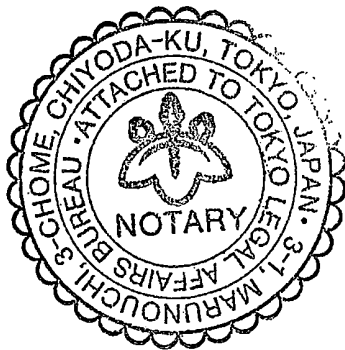
Noriaki Watanabe

NOTARY

3-1, Marunouchi 3-chome,

Chiyoda-ku, Tokyo

Tokyo Legal Affairs Bureau



昭徳
証人

認

証

添付書面における作成名義人豊田通商株式会社代表取締役横井靖彦の代理人市川理恵は、当職の面前において本人が作成名義人の署名を自認していると陳述した。以下余白。

よって、これを認証する。

平成27年 6 月 30 日、本公証人役場において

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

東京法務局所属

公証人

Notary

渡邊 徳昭

NORIAKI WATANABE

証

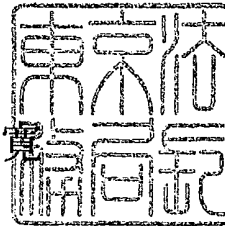
明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成27年 6 月 30 日

東京法務局長

加藤 朋寛



APOSTILLE

(Convention de La Haye du 5 octobre 1961)

1. Country: JAPAN

This public document

2. has been signed by NORIAKI WATANABE

3. acting in the capacity of Notary of the Tokyo Legal Affairs Bureau

4. bears the seal/stamp of NORIAKI WATANABE, Notary

Certified

5. at Tokyo

6. JUN.30.2015

7. by the Ministry of Foreign Affairs

8. 15-N^o 048411

9. Seal/stamp:

10. Signature



A. Ogawa

Ayako OGAWA

For the Minister for Foreign Affairs

現在事項全部証明書

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号

豊田通商株式会社

会社法人等番号 1800-01-031731

商 号	豊田通商株式会社	
本 店	名古屋市中村区名駅四丁目7番23号	
	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号	平成15年 1月 1日移転
		平成15年 1月 6日登記
公告をする方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 http://www.toyota-tsusho.com/ir/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月27日変更
		平成18年 7月 6日登記
会社成立の年月日	昭和23年7月1日	
目 的	1. 下記物品の売買ならびに輸出入業、問屋業、仲立業、代理業 ① 各種繊維原料ならびにその製品 ② 諸機械器具、電気・電子・通信機械器具、医療機械器具および車両、船舶、航空機、宇宙機器、その他の輸送用機器ならびにその部分品、計量器 ③ 鉄鋼、非鉄金属ならびにその製品 ④ 石炭、コークス、石油類、天然ガス、その他燃料、高圧ガスおよびその副製品、その他鉱産品 ⑤ 工業薬品、医薬品、医薬部外品、劇毒物、化粧品、火薬類、合成樹脂、化学製品 ⑥ 食料品、砂糖、塩、油脂およびその原料、飼料、肥料、農水産物および畜産物ならびにその加工品、酒類、アルコール、アルコール含有飲料、タバコ類 ⑦ 動物、植物 ⑧ ゴム、パルプ、皮革、毛皮、紙およびその製品 ⑨ 木材、セメント、その他建築資材、窯業製品 ⑩ 貴金属、宝石および美術品 ⑪ 風力、太陽熱、地熱、バイオマス等の利用によるエネルギー ⑫ その他一般物資 2. 一般商品の製造販売業 3. 機械類の設計および修理ならびに据付工事請負業 4. 建設工事、土木工事、土地開発、都市開発、地域開発に関する企画・設計・監理・施工・請負業 5. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険代理業 6. 動産の賃貸借、リースおよび仲介業 7. 不動産の売買、賃貸借、リース、仲介および管理業 8. 発明考案、デザイン、ノウハウ、ソフトウェア等各種無体財産の作成、	

名古屋市千代田区名駅四丁目9番8号

豊田通商株式会社

会社法人等番号 1800-01-031731

	取得、譲渡、利用およびこれらの仲介業 9. 温室効果ガス排出権の売買 10. 古物売買業 11. 農林水産物の栽培、採捕、養殖および動物の飼育ならびに農場の経営 12. 通信システム、コンピュータによる情報の収集、処理、提供ならびに放送および通信事業、出版物・印刷物・映像物の製作および販売業ならびに広告代理店業 13. 有価証券の保有、運用、債務の保証および債権の買取、為替取引ならびに金融業 14. 証券仲介業 15. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業およびそれらの代理業、倉庫業ならびに通関業 16. 教育・医療施設、ショールーム、スポーツ施設、浴場および飲食店の経営ならびに旅館業、旅行代理店業 17. 介護事業 18. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業 19. 鉱山、油田およびその他地下資源の採掘権の取得、精練、加工、販売 20. 発電および電力の供給事業 21. 一般廃棄物および産業廃棄物の処理ならびにその再生製品の販売業 22. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業 23. 鉄、非鉄金属および同屑類の加工、鋳造ならびに精練 24. 無機・有機化学品および薬剤の実験・検査等の請負、仲介、斡旋業務 25. 空港・港湾・有料自動車道・鉄道・パイプライン・上下水道処理施設の企画、開発、施工およびこれらの施設の運営事業 26. 企業・団体の委託を受けて行う、帳簿の記帳、金銭の出納・決算等に関する事務処理業務および財務に関する計算業務ならびに福利厚生事務、保険事務および給与計算・採用・研修・退職等に伴う事務処理業務 27. 前各号に関連する調査、企画、開発およびコンサルティング業 28. 前各号に付帯関連する業務 平成20年 6月25日変更 平成20年 7月 7日登記	
単元株式数	100株	平成18年 5月 1日変更
		平成18年 5月 1日登記
発行可能株式総数	10億株	平成18年 6月27日変更
		平成18年 7月 6日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億5405万6516株	平成18年12月19日変更
		平成18年12月26日登記
資本金の額	金649億3643万2888円	平成18年12月19日変更
		平成18年12月26日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
 豊田通商株式会社
 会社法人等番号 1800-01-031731

	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成17年10月 1日変更 平成17年10月 6日登記	
役員に関する事項	取締役 清水 順 三	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 浅 野 幹 雄	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 横 井 靖 彦	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 白 井 琢 三	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 加 留 部 淳	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 山 際 邦 明	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 松 平 惣 一 郎	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 服 部 孝	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 三 浦 芳 樹	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 白 井 芳 夫	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 大 井 祐 一	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 柳 瀬 英 喜	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
 豊田通商株式会社
 会社法人等番号 1800-01-031731

	取締役 蓑輪 信之	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 高橋 治朗 (社外取締役)	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 川口 順子 (社外取締役)	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
	取締役 角田 久美 (社外取締役)	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
	愛知県春日井市押沢台六丁目6番地15 代表取締役 清水 順三	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	横浜市青葉区みたけ台46番地29 代表取締役 加留 部 淳	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	岐阜市菊地町二丁目30番地1 代表取締役 浅野 幹雄	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	東京都多摩市桜ヶ丘三丁目9番地の1 代表取締役 横井 靖彦	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	愛知県岡崎市細川町字長根1番地121 代表取締役 白井 芳夫	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	名古屋市中村区揚羽町二丁目26番地の1 代表取締役 山際 邦明	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
	監査役 豊田 鐵郎 (社外監査役)	平成24年 6月21日重任
		平成24年 7月 3日登記
	監査役 笹津 恭士 (社外監査役)	平成24年 6月21日重任
		平成24年 7月 3日登記
	監査役 田島 和憲 (社外監査役)	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
 豊田通商株式会社
 会社法人等番号 1800-01-031731

	監査役 足立 誠 一 郎	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
	監査役 志 治 芳 弘	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
	会計監査人 あ ら た 監 査 法 人	平成26年 6月20日重任
		平成26年 7月 2日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成18年 6月27日変更 平成18年 7月 6日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 平成26年 6月20日変更 平成26年 7月 2日登記	
支 店	1 大阪市中央区南船場四丁目3番11号	
	4 静岡県浜松市中区板屋町111番地の2	平成19年 4月 1日変更
		平成19年 4月11日修正
	5 愛知県豊田市寿町七丁目66番地	平成20年 1月 1日移転
		平成20年 1月 7日登記
	7 フィリピン共和国タギグシティー、ボニファシオグローバルシティー、25番通5番街	平成24年 1月 9日移転
		平成24年 1月13日登記
	8 仙台市青葉区中央三丁目2番1号	平成18年 2月20日移転
		平成18年 2月20日登記
	9 富山県富山市桜橋通2番25号	

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
 豊田通商株式会社
 会社法人等番号 1800-01-031731

	10 広島県広島市中区大手町二丁目11番2号	平成16年 4月16日移転
		平成16年 4月16日登記
	11 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号	平成12年 4月 1日移転
		平成12年 4月 3日登記
	14 北海道苫小牧市字勇払145番地259	平成19年 9月 1日移転
		平成19年 9月 7日登記
	15 新潟県新潟市中央区万代四丁目4番27号	平成19年 4月 1日変更
		平成19年 4月11日修正
	17 東京都港区港南二丁目3番13号	平成22年12月 1日移転
		平成22年12月 1日登記
	19 イラク共和国バグダッド市アル、ジャダリエ、 ビルディングNo. 3, Z-10, M-913	平成25年 1月29日設置
		平成25年 2月 1日登記
新株予約権	平成21年度新株予約権 新株予約権の数 1871個 なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権の割当日後、当会社が普通株式の分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 かかる調整は当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1単元未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。 平成26年12月31日変更 平成27年 1月 9日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 18万7100株 なお、前項により付与株式数が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に募集する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。 平成26年12月31日変更 平成27年 1月 9日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権につき、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり金1492円（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 なお、新株予約権の割当日後、当会社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。	

調整後行使価額＝調整前行使価額×$\frac{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}$ また、新株予約権の割当日後に、当会社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。 調整後行使価額＝調整前行使価額×$\frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}$ 上記算式において、「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式数から当会社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。 上記のほか、新株予約権の割当日後に、他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成23年8月1日から平成27年7月31日まで 新株予約権の行使の条件 (1) 各新株予約権の権利行使は一個単位とする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点に在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当会社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当会社は新株予約権を無償で取得することができる。							
	<table><tr><td>平成21年</td><td>8月</td><td>7日発行</td></tr><tr><td>平成21年</td><td>8月12日</td><td>登記</td></tr></table>	平成21年	8月	7日発行	平成21年	8月12日	登記
平成21年	8月	7日発行					
平成21年	8月12日	登記					
平成22年度新株予約権 新株予約権の数 2133個 なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権の割当日後、当会社が普通株式の分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×$\frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{1単元未満の株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1単元未満の株式数について}}$ かかる調整は当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1単元未満の株式数について							

ては、これを切り捨てるものとする。

平成26年12月31日変更 平成27年 1月 9日登記
 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 21万3300株

なお、前項により付与株式数が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に募集する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成26年12月31日変更 平成27年 1月 9日登記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権につき、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり金1375円（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当会社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

株式分割（または株式併合）の比率

また、新株予約権の割当日後に、当会社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

新規発行株式数×1株当たりの払込金額

既発行株式数＋

1株当たりの時価

調整後行使価額＝調整前行使価額×

既発行株式数＋新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式数から当会社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年8月1日から平成28年7月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の権利行使は一個単位とする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点に在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号

豊田通商株式会社

会社法人等番号 1800-01-031731

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当会社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当会社は新株予約権を無償で取得することができる。	平成22年 8月 6日発行 平成22年 8月16日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 5月 1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 5月 1日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(名古屋法務局管轄)

平成27年 1月13日

東京法務局
登記官

高 信 幸 男

